

別表五(一) 「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

1 利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号及び令第9条(利益積立金額)に規定する利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「 積立金 2 」以下の空欄	「利益準備金 1」以外の利益積立金額（税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。）について、その名称を記載します。	
「 期首現在利益積立金額① 」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額）を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在利益積立金額④」欄の記載は必要ありません。
「 当期の増減 」	原則として、「減②」には別表四の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には別表四の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に別表四の「減算」欄に記載した「仮払税金（仮払法人税額、仮払道府県民税額又は仮払市町村民税額）」については「増③」に△印を付けて記載します。 なお、次のような場合には、別表四と関係なく次により記載します。 (1) 納税充当金を取り崩して、法人税（利子税、延滞税を除きます。）、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金 27」の「減②」にその合計額を記載するとともに、「未納法人税 28」、「未納道府県民税 29」又は「未納市町村民税 30」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。 (2) 当期の中間納付額として納付すべき法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「当期発生税額②」の「3」、「9」及び「14」の金額を「未納法人税等 28～30」の「増③」の「中間」欄にそれぞれ記載します。 (3) 当期中に支払を受ける利子等（当期末までにその利払期の到来しているものに限り。）に係る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「利子割 8」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税 29」の「増③」の「中間」欄に記載します。 (4) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。）	(1) 別表四の「加算」の「損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）2」、「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税 3」及び「損金の額に算入した道府県民税利子割額 4」の「留保②」の金額については、「未納法人税 28」、「未納道府県民税 29」及び「未納市町村民税 30」の「減②」にそれぞれ記載します。 (2) 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四において「減算」欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。）をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載するとともに、「繰越損益金 26」の「増③」の金額に含まれることになります。 なお、この場合に会社法第 445 条第 4 項の規定により積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金 1」の「増③」に記載します。 (5) 適格合併又は適格分割型分割により被合併法人又は分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額がある場合には、令第 9 条第 1 項第 2 号又は第 4 号《適格組織再編成により引継ぎを受ける利益積立金額等》に規定する金額を「増③」に記載します。 (6) 適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額がある場合には、令第 9 条第 1 項第 11 号に規定する金額を「減②」に記載します。 (7) 資本の払戻し等及び自己株式の取得等により払い戻した利益積立金額がある場合には、「減②」に記載します。 (8) 減価償却資産につき減価償却超過額（法第 31 条第 4 項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。）がある場合において、その減価償却資産につき令第 48 条第 5 項第 3 号ハ《減価償却資産の償却の方法》に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額（その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額）とのいずれか少ない金額を、「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。 (注) (5)及び(6)の場合には、被合併法人又は分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額、合併法人において増加する利益積立金額及び分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額が、この表の左余白に記載された検算式と不適合となります。	また、当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、別表四において「減算」欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します（その積立額は、翌期において「当期の増減」の「増③」に記載します。）。 (3) 剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立てのために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金 26」の「減②」の金額に含まれることになります。 (4) 適格合併に該当しない合併により合併法人が有する法第 24 条第 2 項《配当等の額とみなす金額》に規定する抱合株式について令第 9 条第 1 項第 3 号の親法人株式が交付されずに株式割当等を受けたものとみなされる場合の同号に規定する金額については、その額に相当する金額が当期利益に含まれていない場合に、別表四において「加算」欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に記載します。（その額に相当する金額は、別表四において「減算」欄の「社外流出③」に※として記載します。）
「繰越損益金 26」	「期首現在利益積立金額①」には、前期繰越利益金を黒書し、前期繰越欠損金を△印を付して記載し、同一金額を	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	「減②」に記載することによって「期首現在利益積立金額①」を0とし、改めてその事業年度の繰越利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。 「増③」の欄は、当該事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度（法第64条の4第1項《公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算》の規定の適用を受けた事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次に定める金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合には、「差引合計額31」の欄の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「繰越損益金（損は赤）26」から減算して計算します。 (1) 公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となったこと 当該資産の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額から当該負債の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額を減算した金額 (2) 公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと（法第64条の4第1項の規定の適用があったものを除きます。）その該当することとなった時（(2)において「移行時」といいます。）において有する資産（その収益事業以外の事業に属していた資産に限ります。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額から当該移行時において有する負債（その収益事業以外の事業に属していた負債に限ります。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額を減算した金額 (3) 当該法人を合併法人とし、公益法人等を被合併法人とする適格合併（法人が当該適格合併の時において資本又は出資を有する法人であった場合には、当該適格合併に係る被合併法人のすべてが資本又は出資を有しない法人であったものに限ります。）により資産及び負債（法人が当該適格合併の時において公益法人等であった場合には、その収益事業に属する資産及び負債となったものに限ります。）の引継ぎを受けたこと（法第64条の4第2項の規定の適用があったものを除きます。） 当該資産の令第123条の3第4項《適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等》に規定する帳簿価額から当該負債の同項に規定する帳簿価額及び当該適格合併に係る令第9条第1項第2号《利益積立金額》に掲げる金額の合計額を減算した金額 (4) 法第64条の4第1項若しくは第2項の規定の適用があったこと（令第131条の5第1項第3号又は第4号《累積所得金額から控除する金額等の計算》に掲げる場合に該当するものに限ります。）又は法人を合併法人とする合併につき令第131条の5第8項の規定の適用があつ	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	たこと 当該事業年度終了の日における同条第 7 項に規定する調整公益目的財産残額に相当する金額	
「未納法人税（附帯税を除く。）28」	所得に対する法人税（リース特別控除取戻税額、連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び同族会社の留保金額に対する法人税を含みます。）の本税の額を記載します。	
「当期の増減」の「増③」の「未納法人税等」の「確定」の各欄	この申告により納付すべき法人税、道府県民税又は市町村民税の額について別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「10」及び「15」の本書の金額をそれぞれ記載します。	別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「10」及び「15」に外書(△印)の金額がある場合（すなわち、中間納付額の還付金がある場合）には、「3」から「25」までの空欄に「未収還付法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額（△印は付けません。）を記載します。

(3) 根拠条文

法 2 十八、令 9

2 資本金等の額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第16号及び令第8条(資本金等の額)に規定する資本金等の額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「34」及び「35」の空欄	「資本金又は出資金 32」及び「資本準備金 33」以外の資本金等の額について、その名称を記載します。	
「期首現在資本金等の額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額)を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在資本金等の額④」欄の記載は必要ありません。
「当期の増減」	(1) 令第8条第1項第1号から第13号までに掲げる金額を「資本準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。 ① 株式(出資を含みます。)の発行又は自己の株式の譲渡をした場合(令第8条第1項第1号イからリまでに掲げる場合を除きます。)に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額からその発行により増加した資本金の額又は出資金の額(法人の設立による株式の発行にあっては、その設立の時における資本金の額又は出資金の額)を減算した金額 ② 新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合のその行使に際して払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額(法第61条の2第14項に規定する場合に該当する場合における新株予約権が付された新株予約権付社債についての社債にあっては、その行使の直前のその社債の帳簿価額)並びにその直前の新株予約権の帳簿価額に相当する金額の合計額からその行使に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額 ③ 取得条項付新株予約権(取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含みます。)についての取得事由の発生による取得の対価として自己の株式を交付した場合のその取得の直前の取得条項付新株予約権の帳簿価額(新株予約権付社債にあっては、その直前の新株予約権付社債の帳簿価額)に相当する金額からその取得に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額 ④ 協同組合等及び令第8条第1項第4号イからハマまでに掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額 ⑤ 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第8条第1項第5号に規定する金額)からその合	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	併による増加資本金額等(令第8条第1項第5号に規定する金額)を減算した金額(被合併法人のすべて又は合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、零) ⑥ 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第8条第1項第6号に規定する金額)からその分割型分割による増加資本金額等(令第8条第1項第6号に規定する金額)を減算した金額 ⑦ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第8条第1項第7号に規定する金額)からその分社型分割による増加資本金額等(令第8条第1項第7号に規定する金額)を減算した金額 ⑧ 適格現物出資により移転を受けた資産及びその資産と併せて移転を受けた負債の純資産価額(令第8条第1項第8号に規定する金額)から適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額 ⑨ 非適格現物出資(法第62条の8第1項の規定の適用を受けるものに限り。)により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式の価額からその非適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額 ⑩ 適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正益に相当する金額 ⑪ 株式交換により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額(取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額)から株式交換による増加資本金額等(令第8条第1項第11号に規定する金額)を減算した金額 ⑫ 株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額(取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額)から株式移転の時の資本金の額等(令第8条第1項第12号に規定する金額)を減算した金額 ⑬ 資本金の額又は出資金の額を減少した場合(資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合を除きます。)のその減少した金額に相当する金額 (2) 令第8条第1項第14号から第21号までに掲げる金額を△印を付して「資金準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」欄に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。 ① 準備金の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合のその増加した金額又は再評価積立金を資本に組み入れた場合のその組み入れた金額に相当する金額 ② 資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合のその有しないこととなった時の直前の資本金等の額(資本金の額又は出資金の額を除きます。)に相当する金額 ③ 分割法人の非適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時の資本金等の額に分割移転割合を乗	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	じて計算した金額（令第 8 条第 1 項第 16 号に規定する金額） ④ 分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産の期末時の帳簿価額から移転をした負債の期末時の帳簿価額及び適格分割型分割に係る減少利益積立金額を減算した金額 ⑤ 適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正損に相当する金額 ⑥ 資本の払戻し等（資本の払戻し及び解散による残余財産の一部の分配をいいます。）に係る減資資本金額（令第 8 条第 1 項第 19 号に規定する金額） ⑦ 自己の株式の取得等をした場合（法第 24 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事由により金銭その他の資産を交付した場合）の取得資本金額（令第 8 条第 1 項第 20 号に規定する金額） ⑧ 自己の株式の取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎ及び株式割当等を受けたものとみなされた場合のその株式割当等による取得を含むものとし、上記⑦の自己株式の取得等及び法第 61 条の 2 第 14 項第 1 号から第 3 号までに掲げる株式のこれらの号に定める事由による取得で同項に規定する場合に該当するものを除きます。）の対価の額に相当する金額（令第 8 条第 1 項第 21 号イ又はロに掲げる事由による取得にあってはこれらに定める金額）	

(3) 根拠条文

法 2 十六、令 8